

新旧対照表（貯金規定）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>普通貯金規定</b></p> <p>1～19. (省略)</p> <p>20. (未利用口座管理手数料)            (1)～(2) (省略)            (3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当組合はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当組合の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。<u>なお</u>、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当組合は当該貯金残高の全額を引落とし、未利用口座管理手数料に充当します。<u>また、残高が0円の未利用口座および未利用口座管理手数料の引落としにより残高が0円となった口座については、</u>貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。            (4)～(6) (省略)</p> <p>21. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和6年4月1日現在)</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>普通貯金規定</b></p> <p>1～19. (省略)</p> <p>20. (未利用口座管理手数料)            (1)～(2) (省略)            (3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当組合はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当組合の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。<u>また</u>、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当組合は当該貯金残高の全額を引落とし、未利用口座管理手数料に充当<u>のうえ</u>、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。            (4)～(6) (省略)</p> <p>21. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和4年11月14日現在)</u></p>
<p style="text-align: center;"><b>総合口座取引規定</b></p> <p>1～21. (省略)</p> <p>22. (未利用口座管理手数料)            (1)～(2) (省略)            (3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当組合はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当組合の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。<u>なお</u>、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当組合は当該貯金残高の全額を引落とし、未利用口座管理手数料に充当します。<u>また、残高が0円の未利用口座および未利用口座管理手数料の引落としにより残高が0円となった口座については、</u>貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。            (4)～(6) (省略)</p> <p>23. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和6年4月1日現在)</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>総合口座取引規定</b></p> <p>1～21. (省略)</p> <p>22. (未利用口座管理手数料)            (1)～(2) (省略)            (3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当組合はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当組合の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。<u>また</u>、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当組合は当該貯金残高の全額を引落とし、未利用口座管理手数料に充当<u>のうえ</u>、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。            (4)～(6) (省略)</p> <p>23. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和4年4月1日現在)</u></p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>営農貯金規定</b></p> <p>1～18. (省略)</p> <p>19. (未利用口座管理手数料)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当組合はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当組合の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。<u>なお、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当組合は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当します。また、残高が0円の未利用口座および未利用口座管理手数料の引落しにより残高が0円となった口座については、</u>貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。</p> <p>(4)～(6) (省略)</p> <p>20. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和6年4月1日現在)</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>営農貯金規定</b></p> <p>1～18. (省略)</p> <p>19. (未利用口座管理手数料)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当組合はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当組合の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。<u>また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当組合は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当のうえ、</u>貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。</p> <p>(4)～(6) (省略)</p> <p>20. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和4年4月1日現在)</u></p>
<p style="text-align: center;"><b>こども貯金規定</b></p> <p>1～14. (省略)</p> <p>15. (未利用口座管理手数料)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当組合はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当組合の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。<u>なお、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当組合は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当します。また、残高が0円の未利用口座および未利用口座管理手数料の引落しにより残高が0円となった口座については、</u>貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。</p> <p>(4)～(6) (省略)</p> <p>16. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和6年4月1日現在)</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>こども貯金規定</b></p> <p>1～14. (省略)</p> <p>15. (未利用口座管理手数料)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当組合はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当組合の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。<u>また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当組合は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当のうえ、</u>貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。</p> <p>(4)～(6) (省略)</p> <p>16. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和4年4月1日現在)</u></p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>普通貯金無利息型（決済用）規定</b></p> <p>1～19.（省略）</p> <p>20.（未利用口座管理手数料）</p> <p>(1)～(2)（省略）</p> <p>(3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当組合はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当組合の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。<u>なお、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当組合は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当します。また、残高が0円の未利用口座および未利用口座管理手数料の引落しにより残高が0円となった口座については、</u>貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。</p> <p>(4)～(6)（省略）</p> <p>21.（省略）</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>（令和6年4月1日現在）</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>普通貯金無利息型（決済用）規定</b></p> <p>1～19.（省略）</p> <p>20.（未利用口座管理手数料）</p> <p>(1)～(2)（省略）</p> <p>(3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当組合はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当組合の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。<u>また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当組合は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当のうえ、</u>貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。</p> <p>(4)～(6)（省略）</p> <p>21.（省略）</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>（令和4年11月14日現在）</u></p>
<p style="text-align: center;"><b>総合口座（普通貯金無利息型）取引規定</b></p> <p>1～21.（省略）</p> <p>22.（未利用口座管理手数料）</p> <p>(1)～(2)（省略）</p> <p>(3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当組合はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当組合の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。<u>なお、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当組合は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当します。また、残高が0円の未利用口座および未利用口座管理手数料の引落しにより残高が0円となった口座については、</u>貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。</p> <p>(4)～(6)（省略）</p> <p>23.（省略）</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>（令和6年4月1日現在）</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>総合口座（普通貯金無利息型）取引規定</b></p> <p>1～21.（省略）</p> <p>22.（未利用口座管理手数料）</p> <p>(1)～(2)（省略）</p> <p>(3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当組合はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当組合の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。<u>また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当組合は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当のうえ、</u>貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。</p> <p>(4)～(6)（省略）</p> <p>23.（省略）</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>（令和4年4月1日現在）</u></p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>貯蓄貯金規定</b></p> <p>1～20. (省略)</p> <p>21. (未利用口座管理手数料)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当組合はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当組合の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。<u>なお、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当組合は当該貯金残高の全額を引落とし、未利用口座管理手数料に充当します。また、残高が0円の未利用口座および未利用口座管理手数料の引落としにより残高が0円となった口座については、</u>貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。</p> <p>(4)～(6) (諸略)</p> <p>22. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和6年4月1日現在)</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>貯蓄貯金規定</b></p> <p>1～20. (省略)</p> <p>21. (未利用口座管理手数料)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当組合はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当組合の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。<u>また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当組合は当該貯金残高の全額を引落とし、未利用口座管理手数料に充当のうえ、</u>貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。</p> <p>(4)～(6) (省略)</p> <p>22. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和4年4月1日現在)</u></p>
<p style="text-align: center;"><b>スーパー定期貯金規定 (単利型)</b></p> <p>1. (貯金の支払時期)</p> <p>この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の満期日 <u>(満期日が休日の場合は満期日を起算日として翌営業日)</u> に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い (以下、「自動解約扱い」といいます。) もできます。</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. (利 息)</p> <p>(1) この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率 (以下、「約定利率」といいます。) によって計算し、満期日以後にこの貯金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の利息の支払いは、次によります。</p> <p>① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額 (以下、「中間払利息」といいます。) を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの貯金 (以下、「スーパー定期貯金2年もの」といいます。) に限り、中間払利息を定期貯金とすることができます。</p> <p>A 現金で受取る場合 (指定口座に入金できず現金で受取る場合を含みます。) には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。</p> <p>B 貯金口座へ振替える場合には、中間利払日 <u>(中間利払日が休日の場合は翌営業日)</u> に指定口座へ入金します。</p> <p>C 定期貯金とする場合には、中間利払日にこのスーパー定期貯金2年ものと満期日を同一にするこの貯</p>	<p style="text-align: center;"><b>スーパー定期貯金規定 (単利型)</b></p> <p>1. (貯金の支払時期)</p> <p>この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の満期日 <u>(追加)</u> に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い (以下、「自動解約扱い」といいます。) もできます。</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. (利 息)</p> <p>(1) この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率 (以下、「約定利率」といいます。) によって計算し、満期日以後にこの貯金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の利息の支払いは、次によります。</p> <p>① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額 (以下、「中間払利息」といいます。) を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの貯金 (以下、「スーパー定期貯金2年もの」といいます。) に限り、中間払利息を定期貯金とすることができます。</p> <p>A 現金で受取る場合 (指定口座に入金できず現金で受取る場合を含みます。) には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。</p> <p>B 貯金口座へ振替える場合には、中間利払日 <u>(追加)</u> に指定口座へ入金します。</p> <p>C 定期貯金とする場合には、中間利払日にこのスーパー定期貯金2年ものと満期日を同一にするこの貯金 (以下、「中間利息定期貯金」といいます。) とし、中間利息定期貯金の利率は、中間利払日における</p>

改正後	改正前
<p>金（以下、「中間利息定期貯金」といいます。）とし、中間利息定期貯金の利率は、中間利払日における当組合所定の利率を適用します。</p> <p>② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの貯金とともに支払います。</p> <p>(2)～(4)（省略）</p> <p><b>4.（貯金の解約、書替継続）</b></p> <p>(1)～(3)（省略）</p> <p>(4) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日<u>（満期日が休日の場合は翌営業日）</u>に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。</p> <p>(5)（省略）</p> <p>5～16.（省略）</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>（令和6年4月1日現在）</u></p>	<p>当組合所定の利率を適用します。</p> <p>② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの貯金とともに支払います。</p> <p>(2)～(4)（省略）</p> <p><b>4.（貯金の解約、書替継続）</b></p> <p>(1)～(3)（省略）</p> <p>(4) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日<u>（追加）</u>に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。</p> <p>(5)（省略）</p> <p>5～16.（省略）</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>（令和4年4月1日現在）</u></p>
<p style="text-align: center;"><b>スーパー定期貯金規定（複利型）</b></p> <p><b>1.（貯金の支払時期）</b></p> <p>この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の満期日<u>（満期日が休日の場合は満期日を起算日として翌営業日）</u>に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い（以下、「自動解約扱い」といいます。）もできます。</p> <p>なお、この貯金は、預入日の1か月後の応当日以後に1万円以上の金額で一部支払いできます。</p> <p>2～3.（省略）</p> <p><b>4.（貯金の解約、書替継続）</b></p> <p>(1)～(3)（省略）</p> <p>(4) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日<u>（満期日が休日の場合は翌営業日）</u>に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。</p> <p>(5)（省略）</p> <p>5～15.（省略）</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>（令和6年4月1日現在）</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>スーパー定期貯金規定（複利型）</b></p> <p><b>1.（貯金の支払時期）</b></p> <p>この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の満期日<u>（追加）</u>に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い（以下、「自動解約扱い」といいます。）もできます。</p> <p>なお、この貯金は、預入日の1か月後の応当日以後に1万円以上の金額で一部支払いできます。</p> <p>2～3.（省略）</p> <p><b>4.（貯金の解約、書替継続）</b></p> <p>(1)～(3)（省略）</p> <p>(4) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日<u>（追加）</u>に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。</p> <p>(5)（省略）</p> <p>5～15.（省略）</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>（令和4年4月1日現在）</u></p>

## スーパー定期貯金規定（利息分割型）

## 1.（貯金の支払時期）

この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の満期日（満期日が休日の場合は満期日を起算日として翌営業日）に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い（以下、「自動解約扱い」といいます。）もできます。

## 2.（省略）

## 3.（利息）

(1) この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（以下、「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの貯金とともに支払います。ただし、預入日の1年後の応当日から10年後の応当日を満期日としたこの貯金の利息をあらかじめ指定された期間ごとに分割して、あらかじめ指定された貯金口座に入金する場合には、次によります。

## ① 利息の支払が1か月ごとの場合

預入日の1か月ごとの応当日を中間払日とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日の前日までの日数および約定利率によって計算した中間払額（以下、「中間払利息」といいます。）を利息の一部として指定口座へ入金します。約定利息から中間払利息（中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残高は、満期日（満期日が休日の場合は翌営業日）に指定口座へ入金します。

## ② 利息の支払が2か月ごとの場合

預入日の2か月ごとの応当日を中間払日とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日の前日までの日数および約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として指定口座へ入金します。約定利息から中間払利息（中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残高は、満期日（満期日が休日の場合は翌営業日）に指定口座へ入金します。

## ③ 利息の支払が3か月ごとの場合

預入日の3か月ごとの応当日を中間払日とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日の前日までの日数および約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として指定口座へ入金します。約定利息から中間払利息（中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残高は、満期日（満期日が休日の場合は翌営業日）に指定口座へ入金します。

## ④ 利息の支払が6か月ごとの場合

預入日の6か月ごとの応当日を中間払日とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日の前日までの日数および約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として指定口座へ入金します。約定利息から中間払利息（中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残高は、満期日（満期日が休日の場合は翌営業日）に指定口座へ入金します。

(2)～(4)（省略）

## 4.（貯金の解約、書替継続）

(1)～(3)

(4) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日（満期日が休日の場合は翌営業日）に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。

(5)（省略）

5～15.（省略）

## スーパー定期貯金規定（利息分割型）

## 1.（貯金の支払時期）

この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の満期日（追加）に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い（以下、「自動解約扱い」といいます。）もできます。

## 2.（省略）

## 3.（利息）

(1) この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（以下、「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの貯金とともに支払います。ただし、預入日の1年後の応当日から10年後の応当日を満期日としたこの貯金の利息をあらかじめ指定された期間ごとに分割して、あらかじめ指定された貯金口座に入金する場合には、次によります。

## ① 利息の支払が1か月ごとの場合

預入日の1か月ごとの応当日を中間払日とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日の前日までの日数および約定利率によって計算した中間払額（以下、「中間払利息」といいます。）を利息の一部として指定口座へ入金します。約定利息から中間払利息（中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残高は、満期日（追加）に指定口座へ入金します。

## ② 利息の支払が2か月ごとの場合

預入日の2か月ごとの応当日を中間払日とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日の前日までの日数および約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として指定口座へ入金します。約定利息から中間払利息（中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残高は、満期日（追加）に指定口座へ入金します。

## ③ 利息の支払が3か月ごとの場合

預入日の3か月ごとの応当日を中間払日とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日の前日までの日数および約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として指定口座へ入金します。約定利息から中間払利息（中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残高は、満期日（追加）に指定口座へ入金します。

## ④ 利息の支払が6か月ごとの場合

預入日の6か月ごとの応当日を中間払日とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日の前日までの日数および約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として指定口座へ入金します。約定利息から中間払利息（中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残高は、満期日（追加）に指定口座へ入金します。

(2)～(4)（省略）

## 4.（貯金の解約、書替継続）

(1)～(3)

(4) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日（追加）に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。

(5)（省略）

5～15.（省略）

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">以上 <u>(令和6年4月1日現在)</u></p> <p style="text-align: center;"><b>自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）</b></p> <p>1～2. (省略)</p> <p>3. (利 息)</p> <p>(1) この貯金の利息は、預入日（継続したときはその継続日。以下、本項および次項において同じです。）から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（継続後の貯金については第1条第2項の利率。以下、これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の利息の支払いは次によります。<u>なお、満期日および中間利払日が休日にあたる場合、指定された貯金口座への入金は翌営業日となります。</u></p> <p>①～④ (省略)</p> <p>(2)～(5)</p> <p>4～16. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和6年4月1日現在)</u></p>	<p style="text-align: right;">以上 <u>(令和4年4月1日現在)</u></p> <p style="text-align: center;"><b>自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）</b></p> <p>1～2. (省略)</p> <p>3. (利 息)</p> <p>(1) この貯金の利息は、預入日（継続したときはその継続日。以下、本項および次項において同じです。）から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（継続後の貯金については第1条第2項の利率。以下、これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の利息の支払いは次によります。<u>(追加)</u></p> <p>①～④ (省略)</p> <p>(2)～(5)</p> <p>4～16. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和4年4月1日現在)</u></p>
<p style="text-align: center;"><b>自動継続スーパー定期貯金規定（複利型）</b></p> <p>1～2. (省略)</p> <p>3. (利 息)</p> <p>(1) この貯金の利息は、預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（継続後の貯金については第1条第2項の利率。以下、これらを「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するかあるいは現金で受取るか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を現金で受取る場合（指定口座に入金できず現金で受取る場合を含みます。）には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。<u>なお、満期日が休日にあたる場合、指定された貯金口座への入金は翌営業日となります。</u></p> <p>①～⑤ (省略)</p> <p>(2)～(4)</p> <p>4～15. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和6年4月1日現在)</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>自動継続スーパー定期貯金規定（複利型）</b></p> <p>1～2. (省略)</p> <p>3. (利 息)</p> <p>(1) この貯金の利息は、預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（継続後の貯金については第1条第2項の利率。以下、これらを「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するかあるいは現金で受取るか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を現金で受取る場合（指定口座に入金できず現金で受取る場合を含みます。）には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。<u>(追加)</u></p> <p>①～⑤ (省略)</p> <p>(2)～(4)</p> <p>4～15. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和4年4月1日現在)</u></p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>自動継続スーパー定期貯金規定（利息分割型）</b></p> <p>1～2. (省略)</p> <p>3. (利 息)</p> <p>(1) この貯金の利息は、預入日（継続したときはその継続日。以下、本項および次項において同じです。）から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（継続後の貯金については第1条第2項の利率。以下、これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の1年後の応当日から10年後の応当日を満期日としたこの貯金の利息をあらかじめ指定された期間ごとに分割して、あらかじめ指定された貯金口座に入金する場合には、次によります。<u>なお、満期日および中間利払日が休日にあたる場合、指定された貯金口座への入金は翌営業日となります。</u></p> <p>①～④ (省略)</p> <p>(2)～(5)</p> <p>4～15. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上 <u>(令和6年4月1日現在)</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>自動継続スーパー定期貯金規定（利息分割型）</b></p> <p>1～2. (省略)</p> <p>3. (利 息)</p> <p>(1) この貯金の利息は、預入日（継続したときはその継続日。以下、本項および次項において同じです。）から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（継続後の貯金については第1条第2項の利率。以下、これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の1年後の応当日から10年後の応当日を満期日としたこの貯金の利息をあらかじめ指定された期間ごとに分割して、あらかじめ指定された貯金口座に入金する場合には、次によります。<u>(追加)</u></p> <p>①～④ (省略)</p> <p>(2)～(5)</p> <p>4～15. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上 <u>(令和4年4月1日現在)</u></p>
<p style="text-align: center;"><b>大口定期貯金規定</b></p> <p>1. (貯金の支払時期)</p> <p>この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の満期日 <u>(満期日が休日の場合は満期日を起算日として翌営業日)</u> に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い（以下、「自動解約扱い」といいます。）もできます。</p> <p>3. (利 息)</p> <p>(1) この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます。）および通帳または証書記載の利率（以下、「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの貯金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の利息の支払いは次によります。</p> <p>① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。</p> <p>A 現金で受取る場合（指定口座に入金できず現金で受取る場合を含みます。）には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。</p> <p>B 貯金口座へ振替える場合には、中間利払日 <u>(中間利払日が休日の場合は翌営業日)</u> に指定口座に入金します。</p> <p>② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの貯金とともに支払います。</p> <p>(2)～(4) (省略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>大口定期貯金規定</b></p> <p>1. (貯金の支払時期)</p> <p>この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の満期日 <u>(追加)</u> に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い（以下、「自動解約扱い」といいます。）もできます。</p> <p>3. (利 息)</p> <p>(1) この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます。）および通帳または証書記載の利率（以下、「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの貯金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の利息の支払いは次によります。</p> <p>① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。</p> <p>A 現金で受取る場合（指定口座に入金できず現金で受取る場合を含みます。）には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。</p> <p>B 貯金口座へ振替える場合には、中間利払日 <u>(追加)</u> に指定口座に入金します。</p> <p>② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの貯金とともに支払います。</p> <p>(2)～(4) (省略)</p>

改正後	改正前
<p>4. (貯金の解約、書替継続)</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日 <u>(満期日が休日の場合は翌営業日)</u> に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。</p> <p>(5) (省略)</p> <p>5～15. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和6年4月1日現在)</u></p>	<p>4. (貯金の解約、書替継続)</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日 <u>(追加)</u> に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。</p> <p>(5) (省略)</p> <p>5～15. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和4年4月1日現在)</u></p>
<p style="text-align: center;"><b>自動継続大口定期貯金規定</b></p> <p>1～2. (省略)</p> <p>3. (利 息)</p> <p>(1) (1) この貯金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、本項および次項において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます。）および通帳または証書記載の利率（継続後の貯金については第1条第2項の利率。以下、「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の利息の支払いは次によります。 <u>なお、満期日および中間利払日が休日にあたる場合、指定された貯金口座への入金は翌営業日となります。</u></p> <p>①～② (省略)</p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>4～15. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和6年4月1日現在)</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>自動継続大口定期貯金規定</b></p> <p>1～2. (省略)</p> <p>3. (利 息)</p> <p>(2) (1) この貯金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、本項および次項において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます。）および通帳または証書記載の利率（継続後の貯金については第1条第2項の利率。以下、「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の利息の支払いは次によります。 <u>(追加)</u></p> <p>①～② (省略)</p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>4～15. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和4年4月1日現在)</u></p>
<p style="text-align: center;"><b>期日指定定期貯金規定</b></p> <p>1. (貯金の支払時期等)</p> <p>(1) この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の最長預入期限 <u>(最長預入期限が休日の場合は最長預入期限を起算日として翌営業日)</u> に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い（以下、「自動解約扱い」といいます。）もできます。</p> <p>(2)～(4) (省略)</p> <p>2～3. (省略)</p> <p>4. (貯金の解約、書替継続)</p>	<p style="text-align: center;"><b>期日指定定期貯金規定</b></p> <p>1. (貯金の支払時期等)</p> <p>(1) この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の最長預入期限 <u>(追加)</u> に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い（以下、「自動解約扱い」といいます。）もできます。</p> <p>(2)～(4) (省略)</p> <p>2～3. (省略)</p> <p>4. (貯金の解約、書替継続)</p>

改正後	改正前
<p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日 <u>(満期日が休日の場合は翌営業日)</u> に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。</p> <p>(6) (省略)</p> <p>5～15. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和6年4月1日現在)</u></p>	<p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日 <u>(追加)</u> に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。</p> <p>(6) (省略)</p> <p>5～15. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和4年4月1日現在)</u></p>
<p style="text-align: center;"><b>変動金利定期貯金規定 (単利型)</b></p> <p><b>1. (貯金の支払時期)</b> この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の満期日 <u>(満期日が休日の場合は満期日を起算日として翌営業日)</u> に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い (以下、「自動解約扱い」といいます。) もできます。</p> <p><b>2～3. (省略)</b></p> <p><b>4. (利息)</b> (1) この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。 ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数 (以下、「中間利払日数」といいます。) および通帳または証書記載の中間利払利率 (第3条により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。) によって計算した中間利払額 (以下、「中間利払利息」といいます。) を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。 A 現金で受取る場合 (指定口座に入金できず現金で受取る場合を含みます。) には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。 B 貯金口座へ振替える場合には、中間利払日 <u>(中間利払日が休日の場合は翌営業日)</u> に指定口座へ入金します。 ② (省略) (2)～(4) (省略)</p> <p><b>5. (貯金の解約、書替継続)</b> (1)～(3) (省略) (4) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日 <u>(満期日が休日の場合は翌営業日)</u> に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。 (5) (省略)</p> <p>6～16. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p style="text-align: center;"><b>変動金利定期貯金規定 (単利型)</b></p> <p><b>1. (貯金の支払時期)</b> この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の満期日 <u>(追加)</u> に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い (以下、「自動解約扱い」といいます。) もできます。</p> <p><b>2～3. (省略)</b></p> <p><b>4. (利息)</b> (1) この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。 ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数 (以下、「中間利払日数」といいます。) および通帳または証書記載の中間利払利率 (第3条により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。) によって計算した中間利払額 (以下、「中間利払利息」といいます。) を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。 A 現金で受取る場合 (指定口座に入金できず現金で受取る場合を含みます。) には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。 B 貯金口座へ振替える場合には、中間利払日 <u>(追加)</u> に指定口座へ入金します。 ② (省略) (2)～(4) (省略)</p> <p><b>5. (貯金の解約、書替継続)</b> (1)～(3) (省略) (4) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日 <u>(追加)</u> に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。 (5) (省略)</p> <p>6～16. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

改正後	改正前
<p><u>(令和6年4月1日現在)</u></p>	<p><u>(令和4年4月1日現在)</u></p>
<p style="text-align: center;"><b>変動金利定期貯金規定（複利型）</b></p> <p>1.（貯金の支払時期） この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の満期日 <u>(満期日が休日の場合は満期日を起算日として翌営業日)</u> に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い（以下、「自動解約扱い」といいます。）もできます。</p> <p>2～4.（省略）</p> <p>5.（貯金の解約、書替継続） (1)～(3)（省略） (4) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日 <u>(満期日が休日の場合は翌営業日)</u> に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。 (5)（省略）</p> <p>6～16.（省略）</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和6年4月1日現在)</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>変動金利定期貯金規定（複利型）</b></p> <p>1.（貯金の支払時期） この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の満期日 <u>(追加)</u> に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い（以下、「自動解約扱い」といいます。）もできます。</p> <p>2～4.（省略）</p> <p>5.（貯金の解約、書替継続） (1)～(3)（省略） (4) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日 <u>(追加)</u> に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。 (5)（省略）</p> <p>6～16.（省略）</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和4年4月1日現在)</u></p>
<p style="text-align: center;"><b>自動継続変動金利定期貯金規定（単利型）</b></p> <p>1～3.（省略）</p> <p>4.（利 息） (1) この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。 <u>なお、満期日および中間利払日が休日にあたる場合、指定された貯金口座への入金は翌営業日となります。</u> ①～③（省略） (2)～(4)（省略）</p> <p>5～16.（省略）</p>	<p style="text-align: center;"><b>自動継続変動金利定期貯金規定（単利型）</b></p> <p>1～3.（省略）</p> <p>4.（利 息） (1) この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。 <u>(追加)</u> ①～③（省略） (2)～(4)（省略）</p> <p>5～16.（省略）</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">以上 <u>(令和6年4月1日現在)</u></p> <p style="text-align: center;"><b>自動継続変動金利定期貯金規定（複利型）</b></p> <p>1～3. (省略)</p> <p>4. (利 息)</p> <p>(1) この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（第3条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の貯金については第1条第2項の利率。以下、これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するかあるいは現金で受取るか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を現金で受取る場合（指定口座に入金できず現金で受取る場合を含みます。）には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。<u>なお、満期日が休日にあたる場合、指定された貯金口座への入金は翌営業日となります。</u></p> <p>(2)～(4) (省略)</p> <p>5～16. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和6年4月1日現在)</u></p>	<p style="text-align: right;">以上 <u>(令和4年4月1日現在)</u></p> <p style="text-align: center;"><b>自動継続変動金利定期貯金規定（複利型）</b></p> <p>1～3. (省略)</p> <p>4. (利 息)</p> <p>(1) この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（第3条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の貯金については第1条第2項の利率。以下、これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するかあるいは現金で受取るか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を現金で受取る場合（指定口座に入金できず現金で受取る場合を含みます。）には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。<u>(追加)</u></p> <p>(2)～(4) (省略)</p> <p>5～16. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和4年4月1日現在)</u></p>
<p style="text-align: center;"><b>据置定期貯金規定</b></p> <p>1. (貯金の支払時期)</p> <p>(1) この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の最長預入期限 <u>(最長預入期限が休日の場合は最長預入期限を起算日として翌営業日)</u> に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い（以下、「自動解約扱い」といいます。）もできます。</p> <p>(2)～(3) (省略)</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. (利 息)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 第4条第1項により預入日の6か月後の応当日前に解約する場合および第4条第6項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通貯金利率によって計算し、この貯金とともに支払います。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>4. (貯金の解約、書替継続)</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p><u>(5) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、最長預入期限（最長預入期限が休日の場合は翌営業日）</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>据置定期貯金規定</b></p> <p>1. (貯金の支払時期)</p> <p>(1) この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の最長預入期限 <u>(追加)</u> に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い（以下、「自動解約扱い」といいます。）もできます。</p> <p>(2)～(3) (省略)</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. (利 息)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 第4条第1項により預入日の6か月後の応当日前に解約する場合および第4条第5項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通貯金利率によって計算し、この貯金とともに支払います。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>4. (貯金の解約、書替継続)</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p><u>(追加)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>業日)に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。</u></p> <p>(6) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。</p> <p>①～③(省略)</p> <p>5～15. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和6年4月1日現在)</u></p>	<p>(5) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。</p> <p>①～③(省略)</p> <p>5～15. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和4年4月1日現在)</u></p>
<p style="text-align: center;"><b>定期積金規定</b></p> <p>1～8. (省略)</p> <p>9. (自動満期処理の特約)</p> <p>第8条により、自動満期処理の特約の申出があった場合は、この積金を満期日 <u>(満期日が休日の場合は満期日を起算日として翌営業日)</u> に自動的に解約し、給付契約金(税引後)の全額についてあらかじめ指定を受けた次の内容により取扱います。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>10～23. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和6年4月1日現在)</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>定期積金規定</b></p> <p>1～8. (省略)</p> <p>9. (自動満期処理の特約)</p> <p>第8条により、自動満期処理の特約の申出があった場合は、この積金を満期日 <u>(追加)</u> に自動的に解約し、給付契約金(税引後)の全額についてあらかじめ指定を受けた次の内容により取扱います。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>10～23. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和4年4月1日現在)</u></p>
<p style="text-align: center;"><b>財形年金貯金規定</b></p> <p>1～2. (省略)</p> <p>3. (分割、支払方法)</p> <p>(1) この貯金は、年金元金計算日に次により分割し、支払開始日以降5年以上20年以内の期間にわたって年金として支払います。この場合、すべての期日指定定期貯金は年金元金計算日に満期日が到来したものとし、その元利金とスーパー定期貯金の元利金との合計額を「年金計算基本額」とします。</p> <p>①～②(省略)</p> <p>③ 定期貯金(満期支払口)は、各々その満期日 <u>(満期日が休日の場合は翌営業日)</u> に、元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金します。</p> <p>(2)～(3) (省略)</p> <p>4～20. (省略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>財形年金貯金規定</b></p> <p>1～2. (省略)</p> <p>3. (分割、支払方法)</p> <p>(1) この貯金は、年金元金計算日に次により分割し、支払開始日以降5年以上20年以内の期間にわたって年金として支払います。この場合、すべての期日指定定期貯金は年金元金計算日に満期日が到来したものとし、その元利金とスーパー定期貯金の元利金との合計額を「年金計算基本額」とします。</p> <p>①～②(省略)</p> <p>③ 定期貯金(満期支払口)は、各々その満期日 <u>(追加)</u> に、元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金します。</p> <p>(2)～(3) (省略)</p> <p>4～20. (省略)</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">以上 <u>(令和6年4月1日現在)</u></p>	<p style="text-align: right;">以上 <u>(令和2年4月1日現在)</u></p>
<p style="text-align: center;"><b>退職者向け定期貯金「みのり」規定 (自動継続スーパー定期貯金&lt;単利型&gt;)</b></p> <p>1～2. (省略)</p> <p>3. (利 息)</p> <p>(1) この貯金の利息は、預入日（継続したときはその継続日。以下、本項および次項において同じです。）から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（継続後の貯金については第1条第2項の利率。以下、これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。<u>なお、満期日が休日にあたる場合、指定された貯金口座への入金は翌営業日となります。</u></p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>4～15. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和6年4月1日現在)</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>退職者向け定期貯金「みのり」規定 (自動継続スーパー定期貯金&lt;単利型&gt;)</b></p> <p>1～2. (省略)</p> <p>3. (利 息)</p> <p>(1) この貯金の利息は、預入日（継続したときはその継続日。以下、本項および次項において同じです。）から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（継続後の貯金については第1条第2項の利率。以下、これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。<u>(追加)</u></p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>4～15. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和4年4月1日現在)</u></p>
<p style="text-align: center;"><b>退職者向け定期貯金「みのり」規定 (自動継続大口定期貯金)</b></p> <p>1～2. (省略)</p> <p>3. (利 息)</p> <p>(1) この貯金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、本項および次項において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます。）および通帳または証書記載の利率（継続後の貯金については第1条第2項の利率。以下、「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。<u>なお、満期日が休日にあたる場合、指定された貯金口座への入金は翌営業日となります。</u></p> <p>(2) この貯金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。</p> <p>① この貯金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するかあるいは現金で受取るか、または満期日に元金に組入れて継続します。</p> <p>② 利息を現金で受取る場合（指定口座に入金できず現金で受取る場合を含みます。）には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。</p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p>4～15. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和6年4月1日現在)</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>退職者向け定期貯金「みのり」規定 (自動継続大口定期貯金)</b></p> <p>1～2. (同左)</p> <p>3. (利 息)</p> <p>(1) この貯金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、本項および次項において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます。）および通帳または証書記載の利率（継続後の貯金については第1条第2項の利率。以下、「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。<u>(追加)</u></p> <p>(2) この貯金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。</p> <p>① この貯金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するかあるいは現金で受取るか、または満期日に元金に組入れて継続します。</p> <p>② 利息を現金で受取る場合（指定口座に入金できず現金で受取る場合を含みます。）には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。</p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p>4～15. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和4年4月1日現在)</u></p>

改正後

改正前

附則（指(相)第 196 号）

（実施日）

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。